

## 1 工区

天草郡御所浦町字大浦6196の6地先並びに6196の6、字日植5972の2、5899、5898、5897に隣接する無番地白地、5897、5896の1、5894、字眞浦5875の2、5875の5、字今浦5766の1、5766の2及びこれらの区域に隣接介在する無番地（道路、水路）地先公有水面

## 2 工区

天草郡御所浦町字大浦6196の6地先及び6196の6に隣接する無番地（堤）地先公有水面

## (2) 区域

## 1 工区

次の㊸の地点から㊹の地点までを順次直線で結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結ぶ平成16年秋分の日満潮位（DL+3.57メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㊸の地点 御所浦二等三角点（北緯32度19分35.90秒、東経130度20分55.43秒）から228度15分50秒 2,539.592メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から292度08分48秒 84.733メートルの地点

㊺の地点 ㊸の地点から344度04分50秒 70.260メートルの地点

㊻の地点 ㊸の地点から254度04分50秒 35.030メートルの地点

## 2 工区

次の㊼の地点から㊽の地点までを順次直線で結んだ線及び㊼の地点と㊽の地点を結ぶ平成16年秋分の日満潮位（DL+3.57メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㊼の地点 御所浦二等三角点（北緯32度19分35.90秒、東経130度20分55.43秒）から231度51分01秒 2,567.360メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から149度11分51秒 35.137メートルの地点

㊾の地点 ㊼の地点から59度11分51秒 95.240メートルの地点

## (3) 面積

1 工区 5,477.48 平方メートル

2 工区 2,925.66 平方メートル

5 埋立地の用途  
漁港施設用地

## 公 告

## 熊本県公告第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年2月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

阿蘇郡久木野村大字久石字柏木谷2774番1の一部、同2775番1の一部、同2776番、同2777番、同2778番1、同2778番4の一部、同2781番1の一部、同2783番、同2784番、同2785番、同2788番、同2789番、同2790番、同2791番、同2792番、同2793番、同2801番、同2802番、同2803番、同2804番、同2805番、同2807番、同2808番、同2810番、同2811番、同2812番、同2813番及び同2814番

42,418.24 平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

阿蘇郡久木野村大字河陰145番地の3  
久木野村

## 熊本県公告第100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成16年7月30日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年2月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ八代店・フードプラザにしだ  
八代市海士江町字湫2899番ほか

## 2 市町村意見の概要

## (1) 周辺道路の交通渋滞緩和策として、

① 現状では、県道八代鏡宇土線東側の民地に2箇所の出入口を設け、市道海士江町9号線を横切り、フレッシュ西田への出入が行われている。今後、サンキの増

- 床によって来客車輛が増加し、県道八代鏡宇土線の混雑は、さらに増大すると予想される。よって、原則的に、県道八代鏡宇土線に直接つながる民有地の2箇所（出入口を塞ぎ、届出書のとおり市道海士江町9号線に接する出入口2箇所）を出店経路とすること。
- ② さらに、県道八代鏡宇土線と市道海士江町4号線の交差点改良に伴い、市道海士江町4号線及び市道海士江町9号線等の改良が必要となった場合には、積極的に協力すること。
- ③ 売出し等期間には、必要な誘導員等を配置すること。また出店後、店舗周辺において交通渋滞が発生した場合は、誘導員等を増員し、対処すること。また、郊外からの進入経路において渋滞等が発生した場合は、経路の見直し及び案内看板等の再確認を行い、一般交通に支障が出ないように対処すること。
- ④ 交通渋滞等周辺生活環境に著しく影響を及ぼしている場合は、必要に応じ、設置者及び住民等の関係者による対策会議を開催すること。
- (2) 歩行者及び自転車の利便と安全を確保するために、
- ① 隣接市道等歩道のない場合には、最低2メートル幅の歩道を設置すること。
- ② 安全確保のため充分見通しが利くよう、道路境界近くに柵、看板、電柱等を設置しないこと。
- ③ 高齢者等の歩行がしやすいよう駐車場等では水溜まりができないよう、透水性の舗装をすること。
- ④ 車椅子利用者に配慮し、周辺歩道から店舗までの間に段差や勾配が生じないように配慮すること。
- (3) 街並みづくりについては、
- ① 敷地壁面は、隣地境界線から十分に離すこと。
- ② 敷地周辺部は、緑地を確保すること。
- ③ エアコン室外機は、屋上に配置すること。
- ④ 屋外照明は、周辺道路の道路照明も兼用する効果を持たせて配置すること。
- (4) 騒音等については、隣接地域住民等の理解が十分に得られるよう努めること。
- ほか要望事項あり。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室  
 平成17年2月7日から平成17年3月7日まで

### 熊本県公告第101号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成16年7月22日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年2月7日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヤマダ電機テックランド八代店  
 八代市建馬町四号28番1ほか
- 2 市町村意見の概要
- (1) 周辺道路の交通渋滞緩和策として、
- ① 商品搬入経路について、幅員が狭く周辺住民が生活道路として利用している道路であることに加え、シルバークリーンとして利用されており、高齢者の通行等が多い道路であることから、搬入経路の再検討を行うこと。
- ② 現在の交通量と当該施設の開店時の交通量とは、大きな較差があることが予想されるため、近郊の大型店による増加する交通量を考慮したうえでの、交通渋滞緩和策の再検討を行うこと。
- ③ 売出し等期間には、必要な誘導員等を配置すること。また出店後、店舗周辺において交通渋滞が発生した場合は、誘導員等を増員する等対処すること。また、郊外からの進入経路において渋滞等が発生した場合は、経路の見直し及び案内看板等の再確認を行い、一般交通に支障が出ないように対処すること。
- ④ 交通渋滞等周辺生活環境に著しく影響を及ぼしている場合は、必要に応じ、設置者及び住民等の関係者による対策会議を開催すること。
- (2) 歩行者及び自転車の利便と安全を確保するために、
- ① 安全確保のため充分見通しが利くよう、道路境界近くに柵、看板、電柱等を設置しないこと。
- ② 高齢者等の歩行がしやすいよう駐車場等では水溜まりができないよう、透水性の舗装をすること。
- ③ 車椅子利用者に配慮し、周辺歩道から店舗までの間に段差や勾配が生じないように配慮すること。
- ④ 現在出店予定敷地内の通路を生活道路として利用しているため、出店後においても、同様に利用可能な状態を維持すること。
- (3) 街並みづくりについては、
- ① 敷地内及び周辺部に、緑地を確保すること。